

## 改 正 後

## 書き方とご注意

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表(修正申告用・別表)に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 2 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表(分離課税用)も使用します。
- この申告書第五表(修正申告用・別表)の各欄は、次により書いてください。
- (1) 「平成□□年分の所得税の修正申告書(別表)」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
- (2) 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
- (注) ⑩、⑪ の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類の略称とその所得金額を書いてください。

なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからキの順に書いてください。

また、アからキの所得が数多くあるなど⑩、⑪ の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

- ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
- イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
- ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」、 「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」
- エ 分離課税の上場株式等の配当所得があるときは「上場株式等の分離配当所得」
- オ 分離課税の先物取引の事業所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物 取引の分離雑所得」
- カ 山林所得があるときは「山林所得」
- キ 退職所得があるときは「退職所得」
- (3) 「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額の増加額」欄には、申告書 B 第一表の「申告納税額」欄の金額からこの申告書第五表(修正申告用・別表)の「申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を書き、「第3期分の税額の増加額」欄には、申告書 B 第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額からこの申告書第五表(修正申告用・別表)の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
- (4) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せて その異動理由を書いてください。
- 4 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
- (1) 「平成 □□ 年分の所得税の 申告書 B 」欄の □□ に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
- (2) 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
- 3) 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」 の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。

- 5 納付すべき税額は、修正申告書(申告書 B 第一表、申告書第五表(修正申告用・別表))を提出する 日までに納付してください。
- また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法



- (注)延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。
  - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「前年の11/30の日本銀行が定める基準割引率十4%」のいずれか低い割合
  - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから 1 年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

## 書き方とご注意

īF

前

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表(修正申告用・別表)に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 2 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表(分離課税用)も使用します。
- 3 この申告書第五表(修正申告用・別表)の各欄は、次により書いてください。

改

- (1) 「平成□□年分の所得税の修正申告書(別表)」欄の□□に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
- (2) 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
- (注) ⑩、⑪の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類の略称とその所得金額を書いてください。

なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、アからカの順に書いてください。

また、アからカの所得が数多くあるなど⑩、⑪ の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。

- ア 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
- イ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
- ウ 分離課税の株式等の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「株式等の分離事業所得」、 「株式等の分離譲渡所得」、「株式等の分離雑所得」
- エ 分離課税の先物取引の事業所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、「先物 取引の分離雑所得」
- オ 山林所得があるときは「山林所得」
- カ 退職所得があるときは「退職所得」
- (3) 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せて その異動理由を書いてください。
- 4 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
- (1) 「平成 □□ 年分の所得税の 申告書 B 」欄の □□ に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
- 2) 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
- 3) 「収入金額等」、「所得金額」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」 の各欄には、修正申告額を書いてください。

なお、「その他」の各欄は、修正申告によって各金額が異動した場合にだけ異動後の金額を書いてください。

- (4) 「この申告書が修正申告書である場合」の「申告納税額の増加額」欄には、申告書 B 第一表の「申告納税額」欄の金額からこの申告書第五表(修正申告用・別表)の「申告納税額」欄の金額を差し引いた金額を書き、「第 3 期分の税額の増加額」欄には、申告書 B 第一表の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額からこの申告書第五表(修正申告用・別表)の「納める税金」欄又は「還付される税金」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
- 5 納付すべき税額は、修正申告書(申告書 B 第一表、申告書第五表(修正申告用・別表))を提出する 日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法



- (注)延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。 具体的には次のとおりです。
  - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「前年の11/30の日本銀行が定める基準割引率十4%」のいずれか低い割合
  - ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」
- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。